**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十九年七月六日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－V 164	三菱 EDR－G K13A	三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市東出雲町揖屋667番地1

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十九年七月二十四日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－224	イワフジ U－4 BG	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1

**○経済産業省
国土交通省
環境省
告示第九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十九年八月十四日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－V 123	イワフジ U－5 C	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月五日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－88	TES VSC 4434EX	三菱重工交通機器エンジニアリング株式会社	広島県三原市糸崎南1丁目1番1号
NS－711	TES VSC 4434EXN	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成三十年一月二十九日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－164	McCloskey OMPAQ K	日本キャタピラー合同会社	東京都中野区本町一丁目32番2号
NS－400	McCloskey 105 R	〃	〃
NS－721	McCloskey RET－1 512	〃	〃
NS2－73	McCloskey 105－1 R	〃	〃
NS2－92	McCloskey SIZER－1 123	〃	〃

○国土交通省告示第百五十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年二月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　熊本県高野台地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
字北濁川　四六七八番一地先河川敷　一号、十三号及び十四号
四六七八番一　字初瀬　五二五〇番一地先道路敷　二号
五二四五番八地先道路敷　三号
五二四五番二　四号
字日ヶ暮　五三〇六番　五号
五二九四番　六号
五二九一番　七号
字仁戸内　五六四四番　八号
字北久保　五六九五番　九号
五七一二番　十号
字道下　五二七七番一　十一号
五二六五番二　十二号